

がん治療にあたり、将来、子どもを持つことを希望される患者さんへ

あや

「福岡県小児・AYA世代がん患者 にんようせい

妊孕性温存治療費助成制度」について

令和元年8月1日事業開始

- ◇ 妊孕性(にんようせい)とは、妊娠させる力・妊娠する力のことをいいます。
精巣や卵巣などの生殖器は、抗がん剤や放射線などのがん治療に影響を受けやすく、治療の内容によっては、妊孕性が低下又は失われることがあります。
- ◇ 「妊孕性温存治療」が実施されています。
がんの治療前に精子、卵子、卵巣組織を採取・凍結、あるいは体外受精により受精卵を凍結し、将来、子どもを授かる可能性を残すことができます。
ただし、がん治療を最優先に行う必要があるため、適応とならない(実施できない)患者さんもいます。
- ◇ 「妊孕性温存治療」の費用を助成します。
妊孕性温存治療は、保険適用となりません。このため、経済的な負担を軽減できるよう、福岡県では、治療費用の一部を助成します。

対象者(概要)以下の要件を全て満たすもの

- ・妊孕性温存治療開始日において県内に住所を有する43歳未満の方
- ・がん治療によって妊孕性が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方
- ・所得額が730万円未満の方
- ・県及び市町村の不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない方
- ・右表の医療機関において、妊孕性温存治療を行った方

	内容	医療機関	助成 上限額
女性	卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚(受精卵)の凍結	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関	20万円
男性	精子の採取・凍結	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関	2万円

※入院費や、入院時の食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用、2年目以降の凍結保存更新料は対象外

がん治療を開始する前に、まずは、主治医にご相談ください。



福岡県がん検診推進事務局イメージキャラクター「検診くん」

詳しくは

福岡県 妊孕性温存治療 助成

検索

申請窓口、お問い合わせ先



福岡県 保健医療介護部がん感染症疾病対策課

TEL :092-643-3317(直通)

FAX :092-643-3331

E-mail :shippei@pref.fukuoka.lg.jp